

## 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018（抄）

### 第3章 「経済・財政一体改革」の推進

#### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

##### (2) 社会資本整備等

##### (コンパクト・プラス・ネットワークの推進)

立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。モデル都市の形成・横展開、府省庁横断的な支援の重点化、大幅に人口が減少する地方自治体への計画策定の働きかけ等を通じ、包括的に進める。

- 地域公共交通網形成計画については591団体が取組中であり、このうち415団体が作成・公表済（H30.4.30現在）
- 立地適正化計画については407都市が取組中であり、このうち161都市が作成・公表済（H30.5.1現在）
- 両計画に取り組む都市数は270都市、このうち95都市が両計画を作成・公表済（H30.4.30現在）

# 地域公共交通網形成計画 策定状況

■ 改正地域公共交通活性化再生法の施行（2014年11月）以降、2018年4月末までに、**415件**の地域公共交通網形成計画が策定され、**23件**の地域公共交通再編実施計画が国土交通大臣により認定

北海道	函館市	宮城県	大崎市	栃木県	真岡市	新潟県	柏崎市	岐阜県	岐阜市	三重県	津市	島根県	島根県・松江市・出雲市（一畑電車沿線地域）	高知県	高知市	熊本県	熊本市・高島町
	深川市		栗原市		大田原市		佐渡市		高山市		四日市市		島根県・松江市・出雲市（一畑電車沿線地域）		宿毛市		八代市
青森県	岩見沢市	山形県	石巻市	群馬県	鹿沼市	富山県	佐渡市	静岡県	岐阜市	和歌山県	津市	岡山県	島根県・松江市・出雲市（一畑電車沿線地域）	徳島県	田野町	福岡県	熊本市・高島町
	千歳市		石巻市		鹿沼市		佐渡市		高山市		四日市市		島根県・松江市・出雲市（一畑電車沿線地域）		宿毛市		八代市
岩手県	釜淵市	福島県	白石市	埼玉県	日光市	長野県	魚沼市	静岡県	岐阜市	兵庫県	姫路市	広島県	島根県・松江市・出雲市（一畑電車沿線地域）	福岡県	田野町	佐賀県	熊本市・高島町
	釜淵市		福島県		白石市		埼玉県		日光市		長野県		魚沼市		静岡県		兵庫県
秋田県	川井町	茨城県	宇都宮市・芳賀町	千葉県	那須塩原市	福井県	長岡市	愛知県	岐阜市	奈良県	奈良市	山口県	島根県・松江市・出雲市（一畑電車沿線地域）	福岡県	田野町	長崎県	熊本市・高島町
	川井町		茨城県		宇都宮市・芳賀町		千葉県		那須塩原市		福井県		長岡市		愛知県		岐阜市
宮城県	大崎市	山形県	那須塩原市	東京都	那須塩原市	福井県	新免田市	静岡県	岐阜市	奈良県	奈良市	山口県	島根県・松江市・出雲市（一畑電車沿線地域）	福岡県	田野町	長崎県	熊本市・高島町
	大崎市		山形県		那須塩原市		東京都		那須塩原市		福井県		新免田市		静岡県		岐阜市
宮城県	大崎市	山形県	那須塩原市	東京都	那須塩原市	福井県	新免田市	静岡県	岐阜市	奈良県	奈良市	山口県	島根県・松江市・出雲市（一畑電車沿線地域）	福岡県	田野町	長崎県	熊本市・高島町
	大崎市		山形県		那須塩原市		東京都		那須塩原市		福井県		新免田市		静岡県		岐阜市

再編実施計画について、  
 ・既に認定を受けた団体：赤  
 ・策定意向のある団体：黄

赤字は、立地適正化計画策定済みの地方公共団体（95団体）

## 各地方運輸局等に対して事務連絡を発出

### ○地域公共交通とまちづくりの連携について（平成30年5月18日）（抄）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」においては、地域公共交通の活性化及び再生に当たって、コンパクトなまちづくりの実現に向けた施策と連携を図ることが重要であることが示されている。

また、平成30年4月より、コンパクトシティ施策の推進に当たって、公共交通施策との連携を強化する観点から、「立地適正化計画」の作成の支援の要件に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画の作成を検討すること」を追加する見直しが行われた。

これらを踏まえ、平成30年度に計画作成支援制度を活用して、地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画を作成する地方公共団体等について、立地適正化計画を作成していない市町村がある場合には、同計画の作成を検討していただきたい旨を、各地方運輸局等から当該地方公共団体等に対し、依頼するよう指示。

また、平成31年度以降において、網形成計画又は再編計画を作成するため、計画作成支援制度を活用する場合には、その要件として「立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、同計画の作成を検討すること」を追加することを検討。

各地方運輸局等に対し、今後、計画作成支援制度の活用に関し、地方公共団体等からの相談、要望等への対応をする際には、この旨を伝えるよう指示。

## 各地方運輸局等に対する説明会の中で周知

平成30年5月から各地方運輸局等に出向き、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の運用に関する説明会を開催。（6月21日時点で8運輸局で開催済み）

その中で、地域公共交通網形成計画等を作成する上での留意点として、まちづくりとの連携の重要性を強調。特に立地適正化計画の作成を促すことの重要性を説明。